

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	5 0 1 ~ 5 1 7	受 理 年 月 日	令 和 5 年 6 月 23 日 ~ 29 日
件 名	敬老乗車証制度の交付基準の見直し		
要 旨	<p>敬老乗車証制度は、1973年に、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とした生きがい対策として創設され、半世紀にわたって市民に愛されてきた制度である。</p> <p>利用されている方からは、これがあるから安心して病院に行ける、敬老乗車証で友達とも楽しく会える、社会参加がしやすい、敬老乗車証で外出して足腰が元気など、市民の宝であることがよく分かる。敬老乗車証は高齢市民が生きがいを持つとともに、交通権を保障し、経済効果を生み出し、市民の社会参加を進めている。</p> <p>ところが、京都市は、財政困難を口実にして制度改悪を強行した。それは、本人負担を2022年に2倍化、2023年に3倍化し、交付は段階的に75歳まで延長し、総所得700万円以上は不交付とするもので、物価高騰にあえぐ市民生活を直撃している。そのため、2022年では2万5,000人が申請できなくなり、今年には更に交付されない市民が増えることは自明である。</p> <p>については、敬老乗車証制度の交付基準を2021年度に戻し、誰もが利用しやすい制度にすること、少なくとも、今年10月更新に当たっては、本人負担の3倍化は中止することを強く願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		